

夕日ヶ丘分譲地販売促進報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、夕日ヶ丘分譲地の販売促進を図るため、宅地建物取引業者又は住宅建設関連業者等で、建設業法に基づく許可を受けた法人、個人が該当分譲地の販売促進に成功した場合の報奨金について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 夕日ヶ丘分譲地をいう。
- (2) 販売促進報奨金 夕日ヶ丘分譲地販売促進報奨金をいう。
- (3) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (4) 住宅建設関連業者 住宅建設関連業者等で建設業法に基づく許可を受けた法人、個人。

(交付の条件)

第3条 宅地建物取引業者又は住宅建設関連業者が分譲地販売促進を行い、売買契約が成立した場合に交付するものとする。

(販売促進申込書)

第4条 分譲地の販売促進を行い、販売促進報奨金の交付を受けようとする者は、分譲地販売促進報奨金申込書（様式第1号。以下「販売促進申込書」という。）を羽咋市長に提出しなければならない。

(報奨額)

第5条 販売促進報奨金は、1区画につき500,000円とする。ただし、羽咋市内に事務所を有しない宅地建物取引業者又は住宅建設関連業者の場合は、1区画につき200,000円とする。

(販売促進報奨金の請求等)

第6条 販売促進申込者は、斡旋した者が分譲契約を締結した後、分譲地販売促進報奨金請求書（様式第2号）により市長に請求するものとする。

(納付期限)

第7条 市長は、前条に規定する請求があったときは、土地売買契約による土地代金の納入後、請求者に対し速やかに販売促進報奨金を支払うものとする。

(販売促進報奨金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨費の全部又は一部を取消し、既に報奨金が支払われている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載事項があったとき
- (2) その他市長が不相当と認めたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月10日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

羽咋市長

住所

氏名（名称、代表者名）

印

電話番号

（担当者名 ）

夕日ヶ丘分譲地販売促進報奨金申込書

夕日ヶ丘分譲地販売促進報奨金交付要綱第4条の規定に基づく分譲地の販売促進を行ったので下記のとおり申請します。

記

購入予定者氏名	
購入予定者住所	
購入予定区画番号	番
販売促進報奨金	円

様式第1号2（第4条関係）

令和 年 月 日

住所

氏名

羽咋市長

夕日ヶ丘分譲地販売促進報奨金確定通知

夕日ヶ丘分譲地販売促進報奨金交付要綱第4条の規定に基づく分譲地の販売促進報奨金の額が確定したので通知します。

記

販 売 促 進 報 奨 金	円
---------------	---

令和 年 月 日

羽咋市長

住所

氏名（名称、代表者名）

印

電話番号

夕日ヶ丘分譲地販売促進報奨金請求書

夕日ヶ丘分譲地販売促進報奨金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

記

請 求 額	円
購 入 区 画	番

振 込 先

金融機関		本支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ 口座名義人	-----		